



和文論文審査・査読要領

平成29年6月30日 編集委員会改定

I. 総則

(目的)

1. 一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）編集委員会は、論文誌に関する規程（0803）の第9条の規定に基づき、日本原子力学会和文論文誌（以下、「和文論文誌」という）の審査と査読にかかわる事項を和文論文審査・査読要領（以下、「本要領」という）に定め、次のような和文論文誌を目指す。

- (1) 多数の読者を獲得し、原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の発展に寄与すること。
- (2) 掲載論文の学術的および技術的内容が高い水準を保っていること。
- (3) 高い評価を受ける論文誌であること。
- (4) 投稿意欲を駆り立て、国内外から多数の論文が投稿され続けること。

(審査査読対象)

2. 本要領は、和文論文誌への投稿論文（総説、速報、論文、技術資料、コメント）の審査・査読に関する要領と基準を定めるものである。

(編集委員・査読担当者への周知)

3. 論文誌編集長（以下、「編集長」という）は、編集委員会における報告または電子メールによる配信等により、本要領を編集委員・査読担当者に周知徹底させなければならない。

(守秘義務)

4. 編集委員および査読担当者は、論文審査を担当する編集委員および論文査読を担当する者の氏名ならびに論文内容に対して守秘義務を負う。編集委員は、著者に対してこれら担当者名を伝えてはならない。また、編集委員は、複数の査読担当者の間でお互いの名前を知ることのないよう、配慮しなければならない。

II. 論文審査担当編集委員

(担当編集委員の責務)

1. 投稿論文一件につき1名の論文審査担当編集委員(以下、「担当編集委員」という)をおく。担当編集委員は、下記業務を責任をもって遂行する。

- (1) 論文査読担当者(以下、「査読担当者」という)の選任
- (2) 論文投稿者に審査結果を伝える論文審査報告書の作成
- (3) 論文投稿者および査読担当者からの編集委員会への意見・問い合わせの聴取と回答
- (4) 査読期間遵守のために必要な措置
- (5) その他、論文審査にかかわる事項

(担当編集委員の選任)

2. 分野編集責任者(正)(以下、「分野責任者」という)は、論文の専門分野と審査担当状況を考慮の上、編集委員の中から担当編集委員を選任する。ただし、著者と同一の所属機関(日本原子力研究開発機構にあっては、各センターあるいは研究所を所属機関とみなす)、および論文の「謝辞」や「利益相反の開示説明」に記載された個人または機関からは、原則として選任しない。担当編集委員選任手続きは、別に定める「論文審査・査読担当者の選出に関する手順書」にしたがう。

(著者推薦者)

3. 分野責任者は、担当編集委員の選任において、著者推薦者を参考にすることができる。ただし、その選任はあくまで分野責任者の責任においておこなう。著者推薦者からの選任についても、上記II.2の規定にしたがうものとする。

(不測の事態における対応)

4. 担当編集委員は、査読の進捗状況等の責任を負う。長期間の出張等により、担当編集委員としての業務に支障が生じる場合には、予め代理の担当編集委員を選任の上、編集長および学会事務局までその旨を連絡しなければならない。予期せぬ事態が発生したときも同様に編集長および学会事務局に連絡しなければならない。

III. 論文査読担当者

(査読担当者の責務)

1. 投稿論文一件につき原則として2名、論文査読を担当する査読担当者をおく。査読担当者は、査読結果報告書を作成し、論文掲載可否の判断資料を担当編集委員に提供する。なお、査読担当者による論文査読は、初回の審査においてのみ実施する。

(査読担当者の選任)

2. 担当編集委員は査読担当者2名を選任し、学会事務局に通知する。ただし、著者と同一の所属機関（日本原子力研究開発機構にあっては、各センターあるいは研究所を所属機関とみなす）、および論文の「謝辞」や「利益相反の開示説明」に記載された個人または機関からは、原則として査読担当者を選任しない。選任においては、専門分野、既に担当している論文数、査読期間遵守状況等を考慮する。査読担当者選任手続きは、別に定める「論文審査・査読担当者の選出に関する手順書」にしたがう。

(予め登録された査読担当者以外からの選任)

3. 担当編集委員は査読担当者の選任にあたり、英文論文審査システムに登録された査読者を参照することができる。必要がある場合それ以外の会員・非会員に査読を依頼することもできる。この場合、「論文審査・査読担当者の選出に関する手順書」に定める資格基準を適用する。

(著者推薦者)

4. 担当編集委員は、査読担当者の選任において、著者推薦者を参考にすることができる。ただし、その選任はあくまで担当編集委員の責任においておこなう。著者推薦者からの選任についても、上記 III. 2, 3 の規定にしたがうものとする。

(兼任の禁止)

5. 担当編集委員は、査読担当者を兼任しない。

(査読担当者の追加)

6. 掲載可否の判定結果が査読担当者間で著しく異なる場合には、担当編集委員は査読担当者1名以上を追加することができる。この追加選任の手続きは、上記 III. 2～5 の規定にしたがう。ただし、査読担当者間で判定結果が著しく異なる場合であっても必ずしも査読担当者を追加する必要はなく、担当編集委員の判断と責任において掲載可否の判断を

下すことができる。

(不測の事態における対応)

7. 査読担当者は、予期せぬ事態が発生したときは、すみやかに担当編集委員と学会事務局に連絡しなければならない。

IV. 論文審査基準

(審査の基本姿勢)

1. 担当編集委員は V. 1 の査読の基本姿勢に加えて、下記事項に留意して審査をおこなう。

- (1) 担当編集委員は、掲載可否の判断・査読担当者の選解任・査読所見の取捨選択・査読の進捗状況の確認等、査読および審査の全責任を負う。
- (2) 担当編集委員による掲載可否の判断は初回の審査で済ませる。
- (3) 担当編集委員は査読担当者の意見を尊重する。ただし、掲載可否は自らの責任で判定する。

(論文審査の判定基準)

2. 担当編集委員は、査読担当者が送付した査読結果報告書を参考にして論文掲載の可否を判断し、その結果を論文審査報告書により編集委員会に、報告する。掲載可否の種類は V. 6 の規定のとおり、掲載可、軽微な修正後掲載可、条件付き掲載可および掲載否とする。審査所見の修正意見に対して著者が合理的な回答ができると推測する場合には、軽微な修正後掲載可または条件付き掲載可とする。その他の審査の要領と基準は、V. 論文査読基準に準じる。

(審査前(中)掲載否)

3. 担当編集委員は V. 7 の規定に準じ、審査前(中)でも明確な理由がある場合には、掲載否の判定を下すことができる。

(論文審査所見)

4. 担当編集委員は、下記事項に留意して論文審査所見を所定の論文審査報告書に記入する。

- (1) 審査所見の形式は、V. 5 査読所見の形式に準じる。掲載否と判定する場合、理由を明瞭に記さなければならない。条件付き掲載可と判定する際の、修正が必要な V.

5（2）の所見は必要最小限に絞り込む。

（2） 審査所見に査読担当者の所見の全部または一部を添付することができる。ただし、査読担当者所見の添付の責任は担当編集委員が負う。

（東電福島原発事故関連論文に関する所見）

5. 担当編集委員は、論文内容がV. 1 1の「福島第一原子力発電所事故関連」に相当するかどうかの確認をおこなう。

著者からの申請があっても該当しないと判断される場合、または申請がなくても該当すると判断される場合は審査所見に記入するとともに学会事務局に連絡する。申請があっても該当しない場合は、一般投稿論文としてあつかうことを審査所見において著者に伝え、申請がなく該当する場合は論文のタイトルページに「福島第一原子力発電所事故関連」の小見出しを希望するかどうか著者に問い合わせる。

（審査期間）

6. 審査期間は10日とする。担当編集委員は、所定の論文審査報告書をこの期間内に作成し編集委員会へ送付しなければならない。この期間を越えた場合には、学会事務局または査読進捗管理グループは当該担当編集委員へ、審査の進捗状況を確認する。

（査読担当者への報告）

7. 担当編集委員は、必要に応じて査読担当者2名へ自らの掲載可否の判定結果を報告する。特に、判定結果が査読担当者の判定と食い違った場合は必ず報告する。

（再審査）

8. 担当編集委員は、初回の審査において軽微な修正後掲載可および条件付き掲載可とした場合には、著者の回答と再提出原稿に対して再審査をおこなう。著者からの回答や原稿の修正内容が合理的と判断されるときは掲載可とする。ここでいう合理的な回答には、審査所見への著者からの反論も含むものとする。著者の回答や修正がない場合や合理的でないとは判断するときは、その理由を具体的に付して掲載可とする。

著者の回答や修正が合理的であるか否かがどうしても判断できない場合には、担当編集委員の責任において査読担当者や他の専門家に照会してもよいが、安易な照会は極力避ける。また、照会に際して、論文が公表されるまでは編集委員会が守秘義務を負うことに留意して対応しなければならない。照会の結果合理的であると判断されるとき、あるいは合理的でないことが証明できないときは掲載可とする。

担当編集委員は、著者の回答や修正が合理的か否かの判断に関して、再度著者とやり取

りはできる限りおこなわない。

(再提出の期限)

9. 軽微な修正後掲載可 および 条件付き掲載可と判定し原稿を一時返却した場合、著者の再提出期限は3カ月(速報は1カ月)とする。この期限内に再提出がない場合には、担当編集委員は当該論文を「期限切れ」と見なし編集委員会にその旨を報告する。

V. 論文査読基準

(査読の基本姿勢)

1. 論文査読は、本要領で定める判定基準に基づき進める。査読担当者は、特に下記事項に留意して査読をおこなう。

- (1) 新しい学問の芽の発掘と学問分野の多様性確保のために、論理展開に矛盾があるなどはっきり掲載否と言える場合を除いて、基本的には掲載可とする。
- (2) 論文査読は、論文の根本に関わる内容の改善を図るのが目的ではなく、掲載可否の判断資料を担当編集委員に提供することが目的である。論文内容および論文構成についての責任は著者にある。査読担当者は、論文の内容には手を加えない。
- (3) 提出された論文原稿そのものを査読の対象とする。安易な追加実験・解析の要求、あるいは論文作成指導と誤解されるような修正意見・指示は控える。
- (4) 査読担当者は、英文校閲の義務はない。個々の英文表現の照会等は、内容が不明で掲載可否を判断するために明らかにする必要がある場合に限りおこなう。内容が理解できる原稿であって英文表現の改善が望まれる場合や、タイプミス、文法上の誤り等に対する軽微な指摘は、査読結果報告書に記す。
- (5) 査読所見を作成する際には、主観的な好みを押しついたり、感情的な誤解を招かないよう配慮する。

(内容に関する判定基準)

2. 和文論文誌各カテゴリーの論文内容は、投稿ガイドラインに示す以下のとおりとする。

総説：特定の研究分野・研究課題・技術などについて、背景、重要性、進捗状況、今後の発展の方向などを含めて、国内・国外を問わず幅広く概観したもの。その分野の重要な研究項目が取り上げられ、系統的に記載されているもので、単なる個別的研究結果の羅列でなく相互関連が明らかにされているもの。

速報：新規性のある重要な発見または結論を含み、他に優先して掲載する価値があると

編集委員会が認める研究結果の原著速報。後日、Article [論文]として投稿できる。

論文：新規性のある結論や事実を含む研究結果の原著論文。試料・装置・設備・施設等の設計・製作・試験・運転・解析などに関する新しい経験や新しい結果は、本カテゴリーとする。

技術資料：従来の諸説の系統的整理や各種の設計・製作・試験・運転・解析などの成果、あるいはそれらをデータベースやコード等としてまとめたもので、実用的価値があるもの。発表済み論文内容を補足・網羅する報告を含む。

コメント：掲載論文に対する質疑応答や意見や提案など。

査読担当者は、査読において論文内容に関する下記項目について適否を判断する。

すべての論文については、項目（１），（２），（３），（５），（６）に対して適否を判断しなければならない。加えて、論文カテゴリーにあつては項目（４），速報カテゴリーにあつては項目（４），（７）に対しても適否を判断しなければならない。

これらの項目に不相当であると判断される場合は、必ずその不適理由を所見として査読結果報告書に記入し著者に回答を求める。この場合、掲載可否の判定は、条件付き掲載可、または掲載否とする。

投稿カテゴリーとしての基準を満たさないと判断する場合には掲載否を選択し、どの基準を満たさないと判断したか、およびその判断理由を所見に明記する。

（１）の和文論文誌に対する適合性を満たさず他誌への投稿が適当と判断する場合には、掲載否を選択し、候補誌があれば提案する。

本会和文論文誌と他の刊行物への多重投稿、あるいは論文内容の盗用、改ざん、捏造等がある場合の投稿論文の明らかな不正に対しては、V. 7の規定に基づいて査読前（中）であつても掲載否を選択する。

- （１） 原子力および放射線の平和利用に関する学術および技術の発展に寄与することを目指す（本要領 I. 1）本会和文論文誌に対する適合性
- （２） 同一内容のものが他の刊行物に未公表であること、また投稿中ではないこと
- （３） 科学的あるいは工学（工業）的価値・有用性
- （４） 新規性
- （５） 内容の正確さおよび信頼性（盗用、改ざん、捏造等の不正がないことを含む）
- （６） 在来研究との関連も含めた原稿の完成度
- （７） 優先して掲載する価値・緊急度

（英文表現に関する判定基準）

3. 査読担当者は、内容が理解できるだけの文法的正しさと表現の簡潔さを、英文表現の適否の判断基準とする。特定の箇所に対する個別の内容照会や指摘がある場合は、査読結果

報告書に記入する。

(原稿の形式・記載法に関する判定基準)

4. 査読担当者は、査読において「投稿ガイドライン」および「投稿の手引」に定められた原稿の形式・表現法に対する適否を判断する。表現法が不適當であると判断される場合は、必ずその不適理由を所見として査読結果報告書に記入する。著しく逸脱している場合には、V. 7の規定に基づき査読前（中）であっても掲載否として返却することができる。

(査読所見の形式)

5. 査読所見は、

(1) 総合評価

論文内容に関するコメントとして、

(2) 掲載可否を判断するために、加筆修正が必要な意見と不明点

(3) (2) 以外の論文内容に関する修正は任意の意見・提案等

(4) 掲載否理由

ならびに、

(5) 英文表現に関するコメント

の5項目に分けて、原則として所定の査読結果報告書に記入する。

(掲載可否の判定)

6. 査読担当者は、掲載可否の判定として下記項目から該当する項目を選択し、所定の査読結果報告書記入する。

(1) 掲載可

(2) 軽微な修正後掲載可、内容に関する指摘箇所の軽微な訂正を求める（修正は任意）

(3) 軽微な修正後掲載可、英文表現に関する指摘箇所の軽微な訂正を求める（修正は任意）

(4) 条件付き掲載可、内容に関して指摘箇所の訂正あるいは修正意見に対する適切な回答があると判断される場合に掲載可

(5) 条件付き掲載可、英文表現に関して Native English Speaker またはこれと同等の英語能力ならびに理工学の知識を持つ人に校閲を依頼し、適切な改善があると判断される場合に掲載可

(6) 掲載否

現在査読中の原稿が無修正で掲載できると判断される場合、掲載可とする。著者に対する指摘事項がある場合は軽微な修正後掲載可または条件付き掲載可とする。

基本的に掲載可であるが修正は任意の意見・提案等を記した場合は項目（２），（３）の軽微な修正後掲載可とする。この場合，原則として指摘箇所の修正は著者の判断にまかせる。担当編集委員は，軽微な修正後掲載可と判定した場合にあっても再提出原稿の確認をおこなう。

現状で掲載可と判断できず，掲載可否の判断に必要な所見(V.5(2))を記した場合には，原則として項目（４），（５）の条件付き掲載可とする。担当編集委員は，条件付き掲載可と判定した論文について，著者の回答と再提出原稿をもとに再度掲載可否を判断する。

（掲載否）

7. 査読担当者は掲載否を選択する場合，査読結果報告書に理由を明瞭に記さなければならない。

明確な理由がある場合は査読前（中）でも掲載否とすることができる。

本要領には掲載否判定とする場合について，次の規定がある。

- （１）内容が査読基準を満たさない場合（V.2）。
- （２）（１）のうち特に，投稿カテゴリーの基準を満たさないと判断する場合（V.2）。
- （３）（１）のうち特に，他誌への投稿が適当と判断する場合（V.2）。
- （４）（１）のうち特に，多重投稿，盗用，改ざん，捏造等の不正が明らかな場合（V.2）。
- （５）「投稿ガイドライン」および「投稿の手引」に定められた原稿の形式・表現法から著しく逸脱している場合（V.4）。
- （６）初回の査読において，大幅な修正が必要で査読担当者の再査読が必要であると判断した場合（V.8）。
- （７）審査所見に対する回答が無い場合，あるいは適切な回答や原稿の修正がなされていない場合（IV.8，担当編集委員の審査基準）。

（査読回数）

8. 査読担当者による論文査読は1回のみとし，再査読はおこなわない。掲載可否を初回の査読で判断し，査読結果報告書を作成する。2回目以降の審査は担当編集委員のみがおこなわない，初回の査読所見に対して適切な回答と原稿の修正がおこなわれているか確認する。初回の査読において，大幅な修正が必要で査読担当者の再査読が必要であると判断した場合は，理由を記して掲載否とする。

（査読期間）

9. 査読期間は3週間（速報は10労働日）とする。査読担当者は，所定の査読結果報告書をこの期間内に作成し担当編集委員へ返却しなければならない。この期間を越えた場合に

は、担当編集委員、学会事務局または査読進捗管理グループは当該査読担当者へ、査読の進捗状況を確認する。

(要求される査読所見)

10. 査読担当者は、掲載可否の判定において掲載可以外を選択した場合には、必ずその理由を所見として査読結果報告書に記入する。条件付き掲載可を選択した場合には、必ず掲載可否の判断に必要な所見(V.5(2))を記入しなければならない。

(東電福島原発事故関連論文に関する所見)

11. 査読担当者は、東電福島原発事故およびその影響に直接関連した内容、および福島原発の廃止措置を目的として実施された研究成果に関する、「福島第一原子力発電所事故関連」の論文に相当するかどうか、論文内容の確認をおこなう。

事故解析や汚染物処理等原発事故に適用可能な科学技術、および原子炉の廃止措置関連技術であっても、直接福島原発に結びつかないものは福島第一原子力発電所事故関連には該当しない。

査読担当者は、福島第一原子力発電所事故関連に該当すると判断した場合、所見として査読結果報告書に記入する。

VI. 投稿者・査読担当者からの意見聴取

(査読担当者からの意見・問い合わせ)

1. 査読結果報告書に査読担当者からの編集委員会への意見・問い合わせが添付されていた場合、あるいは査読担当者から特定の論文の査読に関する問い合わせ等があった場合には、担当編集委員は責任をもって査読担当者に回答する。必要がある場合には、これらの意見を全編集委員に回覧するとともに、関係する編集委員と協議し、その結果を査読担当者に通知する。

(論文投稿者からの意見・問い合わせ)

2. 査読所見に対する回答に論文投稿者からの編集委員会への意見・問い合わせが添付されていた場合、あるいは論文投稿者から投稿論文の審査に関する問い合わせ等があった場合には、担当編集委員は上記 VI. 1 の規定に準じて回答する。

(審査結果に対する不服)

3. 担当編集委員は、前項に関連して、投稿者から掲載可否の判定に著しい不服あるいは担当編集委員の交代要求が寄せられた場合、この意見を編集長に回送する。

編集長は、必要であると判断したときは、担当編集委員・査読担当者を代えて再審査・再査読を実施することができる。

(論文採否案の協議)

4. 担当編集委員からの掲載否の論文審査報告案に対して編集顧問より異議が寄せられた場合には、編集長は幹事会において協議し採否を決定する。学会事務局は、編集長と連絡の上、必要な採否案作成業務をおこなうことができる。

VII. 変更

(改廃手続き)

1. 本要領の改定または廃止は、編集委員会が決定する。

附則

1. 本要領は、平成 13 年 4 月 2 日より運用を開始する。

2. 改定履歴

- ① 平成 13 年 3 月 1 日 編集幹事会確認，同年 3 月 12 日 編集委員会承認
- ② 平成 14 年 1 月 7 日 第 7 回編集幹事会確認，同年 3 月 18 日 編集委員会承認
- ③ 平成 16 年 6 月 4 日 第 12 回編集幹事会確認，同年 6 月 23 日 編集委員会承認
- ④ 平成 17 年 7 月 25 日 第 2 回編集幹事会確認，同年 8 月 10 日 編集委員会承認
- ⑤ 平成 18 年 5 月 12 日 第 11 回編集幹事会確認，同年 5 月 24 日 編集委員会承認
- ⑥ 平成 18 年 8 月 4 日 第 2 回編集幹事会確認，同年 8 月 15 日 編集委員会回議承認
- ⑦ 平成 23 年 11 月 4 日 第 5 回編集幹事会確認，同年 11 月 16 日 編集委員会回議承認
- ⑧ 平成 24 年 4 月 6 日 第 10 回編集幹事会確認，同年 5 月 25 日 編集委員会回議承認
- ⑨ 平成 26 年 9 月 1 日 第 3 回編集幹事会確認，同年 10 月 29 日編集委員会回議承認
- ⑩ 平成 29 年 6 月 6 日 第 12 回編集幹事会確認，同年 6 月 30 日編集委員会メール審議承認

附則

1. 平成 29 年 6 月 30 日承認の要領は、編集委員会承認の日より運用を開始する。

2. 査読委員選出要領（平成13年4月19日編集委員会承認，平成18年9月1日編集委員会一部改定）は，査読担当者の資格基準を下記「論文審査・査読担当者の選出に関する手順書」に統合の上廃止する。

（平成25年10月7日論文誌編集幹事会確認，同年12月19日編集委員会メール審議承認）。

（関連する規程・要領等）

1. 「編集委員会規程」
2. 「編集委員会運営内規（細則に改定予定）」
3. 「投稿ガイドライン」
4. 「和文論文誌 投稿の手引」

（本要領に基づく下部細則・手順書等）

1. 「論文審査・査読担当者の選出に関する手順書」